

ID: 22

担当部署: 教育部 地域学習推進課

処分の概要	使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市立学校施設使用条例 第6条		
例 規 番 号	平成13年条例第78号		
【根拠条文】 (使用料) 第6条 使用料は無料とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、別表第1に定める使用料を前納しなければならない。 (1) 校庭の夜間照明を使用するとき。 (2) 市外在住者が使用するとき。 (3) 企業等が従業員のために使用するとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めるとき。 2 前項ただし書のほか、別表第2に定める施設については、同表に定める使用料を前納しなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日 平成 27 年 7 月 1 日 最 終 変 更 年 月 日 令和 8 年 2 月 1 日			